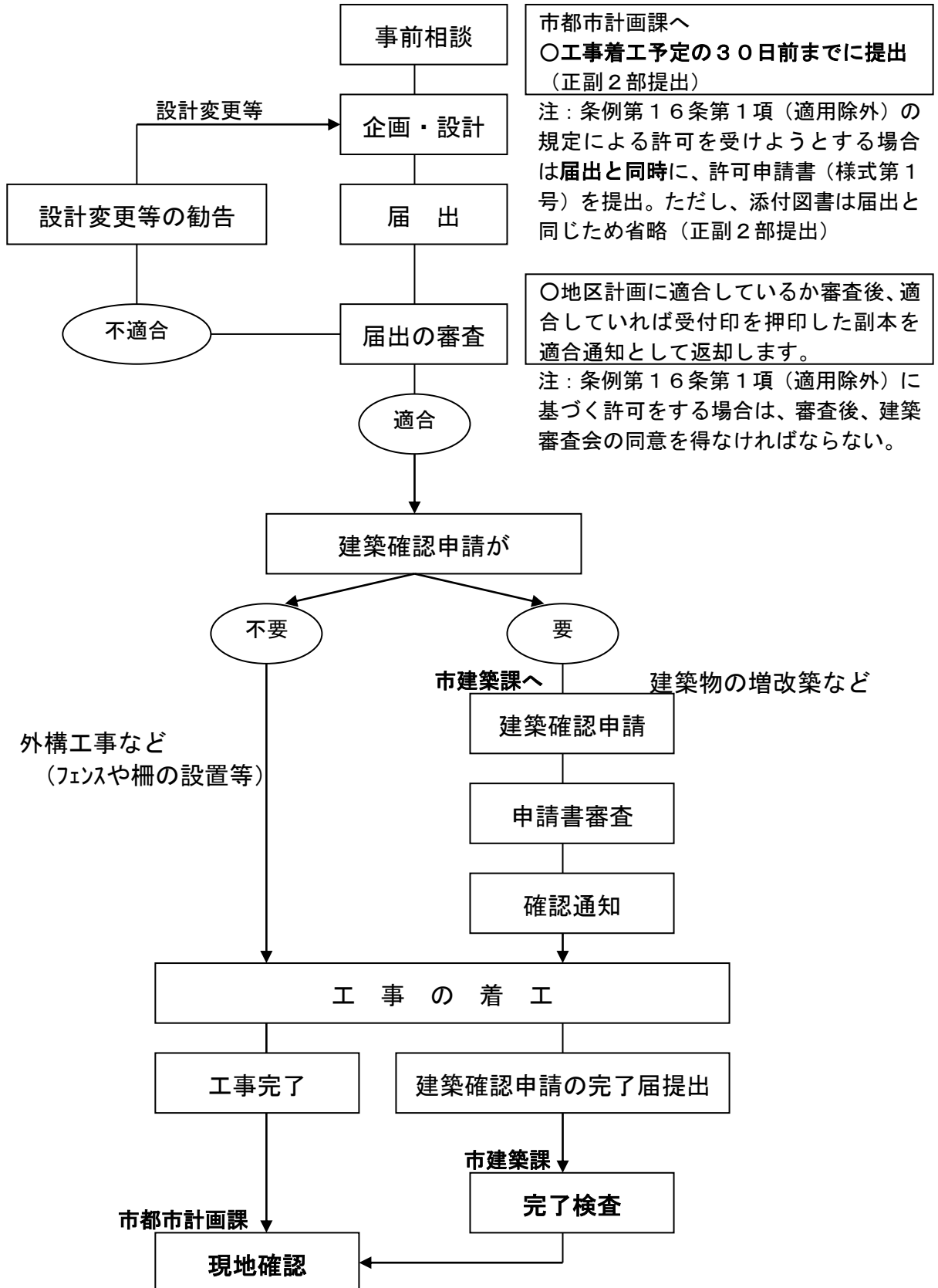


届出から工事着工、そして検査まで

まず、都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における行為の届出書の提出をしていただき、地区計画に適合しているかどうか確認を受けてから建築確認申請などに進みます。工事完了届の提出は不要。



地区計画等の区域内における行為の届出書について

～届出の手続き～

1 届出期間

工事着手の30日前までとなっています。なお、建築確認申請を伴う場合には、確認申請前に届出の手続きを行ってください。

2 届出の場所

長浜市都市建設部都市計画課

3 提出部数

2部提出してください。

～届出が必要な行為と添付図書～

次の図面を添付してください。また、図面には、「地区整備計画」の「建築物等に関する事項」に定められた制限内に適合している状況を明記してください。

届出が必要な行為	添付図書
土地の区画形質の変更	<u>位置図</u> 、 <u>設計図</u> 、委任状（*4）
建築物の新築、増築、改築、移転（*1）	<u>位置図</u> 、 <u>配置図</u> 、 <u>平面図</u> 、 <u>立面図</u> 、 <u>断面図</u> 、委任状（*4）
工作物の建設	<u>位置図</u> 、 <u>配置図</u> 、 <u>平面図</u> 、 <u>立面図</u> 、委任状（*4）
建築物等の用途の変更（*2）	<u>位置図</u> 、 <u>配置図</u> 、 <u>平面図</u> 、 <u>立面図</u> 、委任状（*4）
建築物等の形態又は意匠の変更（*3）	<u>位置図</u> 、 <u>配置図</u> 、 <u>立面図</u> 、委任状（*4）

備考

*1 確認申請を伴わない増築等も含まれます。

*2 「地区整備計画」で「建築物の用途の制限」が定められている場合のみ届出が必要です。

*3 「地区整備計画」で「建築物等の形態又は意匠の制限」が定められている場合のみ届出が必要です。

*4 委任された設計者等の連絡先を記入してください。

_____で示された図書は、法律により添付することが定められています。また、立面図・断面図は2面以上必要です。

～届出が不要な行為～

通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定められたもの等は届出が不要です。詳しくは、都市計画課までご相談ください。

（例）建築物で仮設のものの建築又は工作物の建設

屋外広告看板で表示面積が1㎡以下で高さが3m以下の表示などに必要な工作物の建設

問い合わせ先 長浜市 都市建設部 都市計画課

地区計画についてのご質問、ご相談は下記までお願いします。

〒526-8501 長浜市高田町12番34号 TEL 0749-65-6562